

令和2年5月28日

新型コロナウイルス感染症関連ニュース Vol.8 (※R2.4.13以降カウント)

※会員専用及び県民向けHPにも掲載しております。

(一社) 島根県歯科医師会

新型コロナウイルス感染症に起因する一時的な受診控え等により、収入が減少している保険医療機関の資金繰り対策として、6月下旬の支払い時に「**5月診療分 診療報酬の概算前払**」が利用できます。

(1) 制度の概要

- ・ 6月5日までに申請を行った保険医療機関については、特例的に**6月下旬に、4月診療分診療報酬の支払に加えて、5月診療分診療報酬を概算前払**します。
- ・ 概算前払の額は**令和元年12月～令和2年2月診療分の平均診療報酬支払額から4月診療分の診療報酬支払額を減じた額に10/8を乗じた額**となります。(千円未満の端数は切り捨て。)
- ・ 概算前払された診療報酬については、**7月下旬に支払われる5月診療分診療報酬の支払時に減額調整**されます。

(2) 利用の流れ

- ① 所定の様式(支払基金本部・島根県国保連合会のHP参照)を用いて**社会保険診療報酬支払基金本部**及び**島根県国民健康保険団体連合会**に**それぞれ**提出。**(締切は6月5日(金)必着)**。支払基金はオンライン申請も可。

↓

- ② 6月中旬に、概算前払額決定通知書の送付。

↓

- ③ 6月22日までに、5月診療分診療報酬の概算前払を実施。

↓

- ④ 7月下旬に、概算前払額が減額調整された診療報酬の支払。

(3) 問い合わせ先及びホームページアドレス

- 社会保険診療報酬支払基金本部 概算前払事務局 電話03-3593-8180
ホームページアドレス <https://www.ssk.or.jp/oshirase/maebarai.html>
- 島根県国民健康保険団体連合会審査課審査管理係 電話0852-21-2163
ホームページアドレス http://www.shimane-kokuho.or.jp/gb03_health/index.html